

平成23年度第9回理事会議事概要

日 時： 平成24年1月27日(金) 15:30～16:10

場 所： 特別会議室

出席者： 理事長 鈴木 和夫

理事(企画・総務担当) 福田 隆政

理事(研究担当) 大河内 勇

理事(育種事業・森林バイオ担当) 平野 秀樹

理事(業務承継円滑化・適正化担当) 町田 治之

理事(森林業務担当) 宮本 敏久

監事 滑志田 隆

監事 西田 篤實

総括審議役 森田 一行

総括審議役 安藤 伸博

審議役 渡邊 聡

企画部長 平川 泰彦

総務部長 安樂 勝彦

1. 開会

2. 議事

本日は、議題が1件、報告が5件となっており、次第に従って報告いただくこととしたい。

(- 1) 平成24年度4月1日付け研究職員及び一般職員の採用について

(総務部長) < 資料 - 1 を説明 >

研究・育種関係の新規採用については、研究職員3名、一般職員2名の採用を予定している。配属先は、研究職員については本所木材改質研究領域1名、九州支所1名、林木育種センター育種部で1名となっている。

また、一般職員については、本所で2名としている。

スケジュールは、応募の締め切りを2月8日としており、その後、面接試験等を実施することとしている。

(安藤総括審議役)

森林農地整備センターの一般職員の募集については、採用予定者が若干名、職務の内容は一般職員として水源地造成事業等に関する業務とし、勤務地は、本部のほか、全国の整備局、水源林事務所としている。

森林農地整備センターでは、平成19年度以降、新規採用を行ってこなかったが、今回、採用を再開することとしたもの。

募集の締め切りは2月8日、その後2月中に面接試験等を実施することとしている。

(理事長)

森林農地整備センターの採用予定の若干名は何人くらいを予定しているのか。

(安藤総括審議役)

2名から4名程度を予定している。

(理事長)

従前は、新採用の募集をいつ頃実施しているのか。

(安藤総括審議役)

従来は、国家公務員試験の後の時期、具体的には7、8月ごろに実施していた。

(理事長)

公務員試験に合格して、公務員にならなかった人たちを対象にしているということか。

(安藤総括審議役)

公務員試験の合格者で採用されなかった者から選抜することになる。平成18年度までは森林農地整備センターが独自に採用試験を行い、公務員試験の直後に実施していた。

(理事長)

本件議題については理事会として了承された。

(- 1) 行政刷新会議独立行政法人改革に関する分科会報告等について

(福田理事) <資料 - 1を説明>

独立行政法人の組織、制度について抜本的な見直しをすることとされていたが、閣議決定がなされたので概要を報告する。

制度の見直しについては、独立行政法人を成果目標達成法人と行政執行法人の二つに分けることとされた。

また、事務・事業の特性に応じて類型化し、その類型に即したガバナンスを構築するとされている。

森林総研は、成果目標達成法人となり、研究開発型の類型と水源地造成については行政事業型の類型に区分され、それぞれに即したガバナンスを構築することとされた。

また、研究開発については、科学技術イノベーション政策推進本部が一定の関与を行うことになっているが、この関与の仕方については具体的にどのように行うかの情報はない。

組織の見直しについては、7法人が廃止、7法人が民営化等、35法人を12法人に統合することとされた。

森林総研は、単独で存続することとなったが「新たな法人制度及び組織への移行に当たっての措置」には、廃止、民営化、統合以外の法人についても、新たな法人に移行するに当たっては、事務・事業及び組織の維持を所与のものとして、その徹底的な合理化を図るとされており、今後、具体的な指示がされるものと考えている。

(町田理事)

独立行政法人という名称については、今後変更することになるのか。変更されると森林農地整備センターでは、登記の変更の手続き等の事務と経費が必要となる。

(福田理事)

基本的には変わらないのではないかと考えているが、政府の関係法制の検討の問題になる。

(理事長)

本件報告については理事会として了承された。

(- 2) 会計実地検査について

(総務部長) <資料 - 2) を説明>

現時点における会計検査院実地検査の予定については資料のとおりとなっている。

(理事長)

本件報告については理事会として了承された。

(- 3) 平成 2 3 年度独立行政法人、特殊法人等監事連絡会第 7 部会の結果について

(滑志田監事) <資料 - 3) を説明>

1 月 1 3 日に独立行政法人、特殊法人等監事連絡会第 7 部会が(独)製品評価技術基盤機構で開催され、森林総研から監事 2 名が出席し、内閣府の行政評価局担当参事官から独立行政法人改革の考え方について説明を受けた。

新たな法律の中で監事の機能を強化すべく文言を見直すことを検討しており、調査権限の活用、不祥事が発生した場合の監事の責任などの文言を盛り込む必要性等について検討されているとのことであった。

目標評価制度の見直しについては、主務大臣の関与を強化する方針であり、従来、主務府省庁にあった評価委員会を廃止して、第三者機関による評価を実施したうえで主務大臣が直接的に評価する形に改革されるという。

また、組織規律、財政規律、目標・評価関係、説明責任の 4 点についての考え方の説明があった。特に組織規律については、独立行政法人が国民の厳しい

視線にさらされている中で、コンプライアンス等を確保する体制が不十分であるとの指摘があった。このことに関連して、監事等による適正な業務運営を図るためのチェックが不十分だった不祥事の事例として9件が紹介され、独占禁止法違反事件として緑資源機構の事例も含まれていた。

出席した監事の中から総務省に対し、「独立行政法人の不祥事防止、内部統制強化がさかんに言われているが、民間企業でいえば親会社にあたる主務官庁についてはどうなのか」との質問があった。それに対する総務省側の答えは、「主務大臣が直接的に独立行政法人を監督しており、主務官庁と独立行政法人の間に親会社、子会社と言った捉え方は間違いであり、また監事は民間企業の監査役とは全く異なるもので、その性格について理解してほしい」というものであった。

(西田監事)

意見交換会では、監事の側から要望事項がかなり出されたことから、幹事の(独)製品評価技術基盤機構の監事が意見集約の上、監事としてどのような業務を行うべきかについて取りまとめを行うことになった。

(滑志田監事)

本分科会の幹事は、各省庁別の回り持ちで幹事を務めることになっており、来年度は農林水産省所管法人の監事が担当することになっていたが、(独)水産総合研究センターの監事が引き受けることとなった。

(理事長)

本件報告については理事会として了承された。

(- 4) 平成23年度第3回研究所会議の開催について

(森田総括審議役) <資料 - 4を説明>

平成23年度第3回研究所会議を研究推進評価会議、業績審査会議等と併せて3月8、9日に開催することとしたい。

(理事長)

本件報告については理事会として了承された。

(- 5) 平成24年3月・研究職員(任期付研究員)募集の結果について

(企画部長)

平成23年4月1日に任期付き研究員1名が常勤に移行し、空席ができたことから、林業工学領域で路網関係の研究者を補充することで募集を行ったが、応募者なしという結果となった。

(理事長)

本件報告については理事会として了承された。

次回の平成23年度第10回理事会は2月27日(月)、第11回理事会は3月30日(金)に開催予定となった。

3.閉会